

## 令和7年度 阿久根市放課後児童クラブ利用申込のご案内

本市では、保護者等(祖父母及び同居の親族等)が、仕事等により放課後及び小学校の長期休み等において、昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後児童クラブを実施しています。

放課後や土曜日、夏休み等の長期休み時に、適切な遊び及び家庭に代わる生活の場を与え、健全な育成を図ってまいります。

## 令和7年度利用申し込み受付について

### 1 申込受付期間

- 令和7年1月14日(火)～31日(金) 8時30分～17時15分

※ 土・日を除く(市役所に提出する場合)

※ 1月27日(月)～31日(金)は19時まで受付

### ※ 注意事項

- 申込期間外の受付は随時行いますが、定員に空きがない場合は待機していただくことがあります。なお、必要な書類が提出されていない方は、利用できない場合があります。
- 利用定員を越えた場合は、利用をお待ちいただく場合や児童クラブを変更していただくことがあります。
- 利用料を滞納している方は利用できません。
- 申込だけして、1回も利用が無い児童は利用を承認しない場合があります。

### 2 受付場所

- 阿久根市役所 福祉課 児童福祉係 6番窓口
- 各児童クラブ

※ 利用申込書などは市役所福祉課6番窓口、三笠支所、大川出張所及び各児童クラブにあります。市のホームページへも掲載してあります。

### 3 申込方法

- 継続利用を希望する児童  
現在利用中の児童クラブを通じて利用申込書などを配布しますので、必要書類をそろえて、福祉課児童福祉係または各児童クラブへ提出してください。
- 新規利用を希望する児童  
令和7年度の新1年生は、保育所・認定こども園を通じて利用申込書などを配布しますので、必要書類をそろえて、福祉課児童福祉係または各児童クラブへ提出してください。
- それ以外の方は福祉課児童福祉係、三笠支所、大川出張所に利用申込書一式を備えていますので、必要書類をそろえて、福祉課児童福祉係までご提出ください。

#### 4 利用できる要件

- 阿久根市内に住所を有している児童
- 阿久根市内の小学校に在学している児童
- 保護者等が、次のいずれかに該当する児童

保護者等の状況	添付書類
☆就労 (求職活動中は利用申込できません)	○ <u>会社勤めの方・・・就労証明書</u> 不規則な就労の場合→ <u>シフト表かタイムスケジュール表</u> ○ <u>自営業、内職の方・・・就労証明書</u> <u>タイムスケジュール表</u> ※ 就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です
☆妊娠・出産 (産前2カ月、産後2カ月)	○ <u>生まれる子どもの母子手帳の写し</u> (出産予定日が確認できるもの) ※ 産前産後2カ月の期間は、月～土・月～金・土曜日の利用が可能です。 ※ <u>育児休業中は、一時利用のみ利用できます。</u>
☆保護者の疾病・障がい	○ <u>医師の診断書又は身体障害者手帳の写し</u> ※ 診断書には、療養等が必要な理由と期間を記入してもらってください。
☆介護・看護	○ <u>医師の診断書又は身体障害者手帳の写し</u> ○ <u>タイムスケジュール表</u>
☆就学・技能習得	○ <u>在学証明書等及び校時表、タイムスケジュール表</u>

#### 5 提出書類

- 利用申込書（裏面は利用調書）
- 問診表。（必要に応じて療育記録）
- その他、必要書類
  - ・就労証明書（保育園等の手続きで就労証明書等を提出し、内容に変更がなく、提出されてから3か月以内のものであれば提出は必要ありません。）
  - ・母子手帳の写し
  - ・医師の診断書または身体障害者手帳の写し
  - ・在学証明書等の写し、タイムスケジュール表

#### 6 利用の制限と利用不承認

- 利用申し込みが多数となり定員を超えた場合には、利用要件の優先度によって利用を制限する場合があります。
- 利用する児童が、他の児童や支援員へ危害を加えたり、施設の物品等を故意に破損させたりするなど、児童クラブの運営及び管理上において支障があると認められるときは、利用を承認しない場合や年度途中で利用をお断りしていただく場合があります。
- 記載内容に虚偽の記載や不正な行為が判明した場合には、利用を承認しません。
- 利用料を滞納している方は利用できません。
- 申込だけして、1回も利用が無い児童は利用を承認しない場合があります。

## 7 利用の優先順について

	児童の学年	就労等の日数	就労等の拘束時間	就労等の終了時刻	家庭の状況	自宅までの距離	利用等の形態
優先高 ↑	1年生	就労等の日数が多い 例：月20日勤務	就労等の時間が長い 例：8時間勤務	就労等の終了時刻が遅い 例：父母とも18時	ひとり親世帯 生活保護世帯 転勤有の世帯	自宅まで遠い	月～土利用
	2年生						
	3年生				祖父母等が市内に居住		月～金利用
	4年生						
	5年生				祖父母等が校区内に居住 祖父母や親族と同居		利用料未納有
優先低 ↓	6年生	就労等の日数が少い 例：月10日勤務	就労等の時間が短い 例：4時間勤務	就労等の終了時刻が早い 例：父18時母15時		自宅まで近い	一時利用

※祖父母は元気な祖父母のこと

## 8 審査結果について

- 上記の期間に申請された方で、利用が承認された方には、3月初旬に承認通知書を送付いたします。必要な書類が提出されていない方へは、承認通知書は送付しません。
- 承認通知書と合わせて児童票を送付しますので、裏面まで記入して利用予定の児童クラブに直接提出をお願いします。
- 申込期間外で申請された方は、利用定員と登録人数を考慮して審査、判定します。



# 児童クラブについて

## 1 児童クラブ一覧 (予定)

小学校	児童クラブ名	実施場所	委託先	電話番号	定員 (人)
阿久根	阿久根学童クラブ	中央児童館	社会福祉法人 阿久根市社会 福祉協議会	72-3161 090-7389-0093	80
	第2阿久根学童クラブ	NTT阿久根ビル1階	福祉協議会	080-1721-5201	40
	めぐみ楽童	阿久根めぐみこども園 敷地内	学校法人 めぐみ学園	72-0431	30
脇本	脇本児童クラブ	脇本保育園	社会福祉法人	75-0077	100
鶴川内	鶴川内児童クラブ	鶴川内児童館	阿久根市社会 福祉協議会	72-1271	25
大川	大川児童クラブ	大川在宅介護 支援センター	福祉協議会	74-0053	20
山下	山下児童クラブ	里公民館		090-6776-3110	25
西目	西目児童クラブ	西目小学校資料室		080-8387-1583	30
折多	折多児童クラブ	折多小屋内運動場 敷地内専用建物	NPO法人サポ ートハウス21	090-5478-9124	30

※ 阿久根学童クラブは1、2年生とその兄弟姉妹児、又は心身に障がいがあるなど特別に支援が必要な児童が利用対象です。

※ 第2阿久根学童クラブは、3年生以上の児童の利用を予定しています。

※ めぐみ楽童は1年生を対象として9月頃まで阿久根小学校へ車で迎に行きます。(有料)。2年生以上は、徒歩で楽童に来ていただきます。詳しいことは、めぐみ楽童までお問合せください。

## 2 利用形態と利用時間

- 月～金曜日 授業終了後 ～ 午後6時30分
- 土曜日 午前7時30分～午後6時30分
- 一時利用 授業終了後 ～ 午後6時30分 (月3回)
- 夏・冬・春休み期間 午前7時30分～午後6時30分
- ※ 保護者の就労状況等に応じて午後7時まで延長利用ができます。  
その際は別途延長利用料1回100円が必要になります。

## 3 閉所(休館)日

- 日曜日、祝日、振替休日
- 年末年始(12/29～1/3)
- お盆(8/13～15)
- 災害等の危険が見込まれ、学校が休校となった時は、児童クラブも閉所(休館)します。



#### 4 利用料（兄弟姉妹で利用の場合は割引があります）

利用形態		対象児童	利用料（月額）
通常期 （7、8月以外の月）	月～土曜日利用	1人目	3,000円
		2人目以降	2,000円
	月～金曜日利用	1人目	2,000円
		2人目以降	1,500円
	土曜日のみ利用	1人目	1,000円
		2人目以降	700円
7月	月～土曜日利用	1人目	4,000円
		2人目以降	3,000円
	月～金曜日利用	1人目	3,000円
		2人目以降	2,000円
	土曜日のみ利用	1人目	1,000円
		2人目以降	700円
8月	月～土曜日利用	1人目	5,000円
		2人目以降	4,000円
	月～金曜日利用	1人目	4,000円
		2人目以降	3,000円
	土曜日のみ利用	1人目	1,000円
		2人目以降	700円
一時利用（月に3回まで）		1回につき	400円

#### 5 利用についての注意事項

- おやつ代が別途必要になります。
- 一時利用は原則として月に3回までとなりますが、緊急時や長期休み期間中は3回を超えての利用が可能になりますので、事前に各クラブの支援員にご相談ください。
- 土曜日は、仕事など要件がある場合のみ利用可能です。
- 月の途中から利用された場合でも、月額利用になります。

#### 6 感染症に罹患した場合

医療機関で伝染性の感染症と診断された場合は、児童クラブを休ませていただきますようお願いいたします。治癒後は、児童クラブの利用可能日を確認し、ご利用ください。

また、児童クラブを利用している子どもの家族が罹患した場合にも、感染拡大防止のために、児童クラブに届け出た上で、休ませていただくようお願いいたします。



## 7 その他

### ● 児童クラブを辞退する時

児童クラブを辞退する時は、「辞退届」を記入し、ご利用の児童クラブへ提出をお願いします。

### ● 住所など変更があった時

住所、電話番号など申込時点から変更があった時は、「変更届」を児童クラブに届け出てください。なお、勤務先が変わった場合は、就労証明書を各児童クラブか市役所福祉課児童福祉係に提出してください。

<問い合わせ先>

阿久根市役所 福祉課 児童福祉係（1階6番窓口）

電話番号 0996-73-1248

